

概要

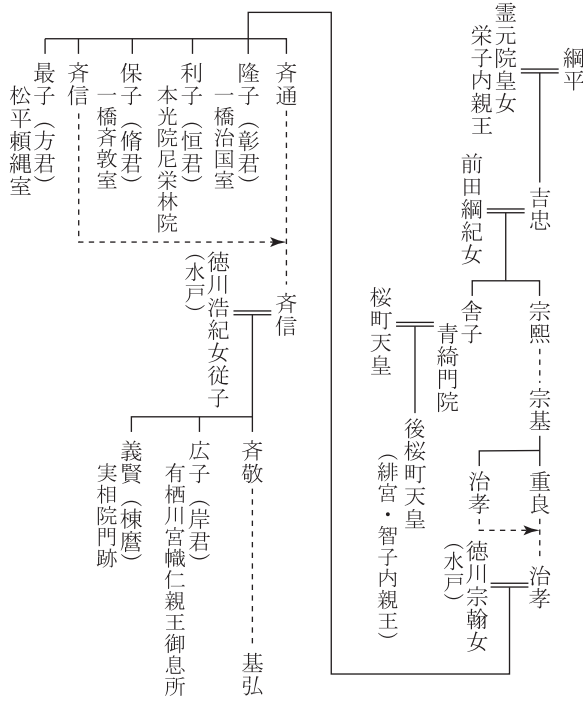


図1 18・19世紀の二条家系図

所蔵の由来と整理 京都教育大学教育資料館には、現在、三七三点の撰家二条家の旧蔵文書（以下、二条家文書）が所蔵されている。この二条家文書は、社会科学部日本史資料室に長年保管されてきたもので、二〇一一年に、師範学校以来の教材・教具・作品等を保存・活用することを目的とした教育資料館が学内に設置されたことを受け、教育掛図や藩札等の紙幣、種々の古文書などとともに、日本史資料室から教育資料館へ移管された。

現在、撰家二条家の旧蔵文書を所蔵している機関は多い。比較的多くの文書を所蔵する機関としては、慶應義塾大学（以下、慶應大学）の文学部古文書室と三田メディアセンター、国文学研究資料館、明治大学博物館、鉄道博物館などが挙げられる（表1）。内々番所の日記をまとまって所蔵する慶應大学三田メディアセンターや、京都・江戸の往還に関わる文書が多い鉄道博物館というように、機関によって所蔵文書に特色がある。なかでも慶應大学文学部古文書室には約二二〇〇点の文書が所蔵されており、他を包括するような位置付けにある文書群といえる。国文学研

究資料館、明治大学博物館、鉄道博物館の二条家文書については、すでに目録が刊行されており、慶應大学文学部古文書室の所蔵文書についても、二〇一五年秋よりウェブ上で公開が始まった。

京都教育大学が二条家文書を所蔵するに至った経緯は、残念ながらわからない。おそらくは古書店などから購入したと思われるが、図書の購入記録の中に確認することはできず、研究・教育用の備品として、何時の時点かに入手された可能性が強いと思われる。一九八四年に京都教育大学を定年退官した野田只夫が、『京都府の地名』（平凡社、一九八一年）の北桑田郡の項を執筆した際にこの二条家文書を利用したのが、所蔵を推測できる資料としては最も古い。次いで、地方史研究協議会編『歴史史料保存機関総覧 増補改訂版 西日本』（山川出版社、一九九〇年）に京都教育大学日本史資料室の所蔵資料として「二条家文書 撰家・近世の家領関係等約一〇〇冊」と記載された。しかし、旧華族家の所蔵史料・関係史料の所蔵機関を網羅的に調査した学習院大学史料館編『旧華族家史料所在調査報告書 本編3』（一九九三年）には、京都教育大学における二条家文書の所蔵は触れられておらず、周知の史料となるまでには至らなかったようである。その後、史料館（後に国文学研究資料館へ統合）が自身の所蔵する二条家文書の目録を作成するに際して、この二条家文書についても調査を実施

慶應義塾大学 文学部古文書室	慶應義塾大学 三田メディアセンター	国文学研究資料館	明治大学博物館	鉄道博物館
<ul style="list-style-type: none"> 約2200点 元禄12年(1699) - 大正5年(1916) 御側・御役所・御勘定所の日記や金銭支払いに関する文書が中心 	<ul style="list-style-type: none"> 約420点 寛永12年(1635) - 明治45年(1912) 内々番所が作成した「二条家内々番所日次記」が中心 	<ul style="list-style-type: none"> 442点 永享5年(1433) - 明治15年(1882) 撰家の家職に関わって作成・授受・保管された記録文書が中心 	<ul style="list-style-type: none"> 205点 寛永2年(1625) - 明治12年(1879) 撰家が携わった儀式次第の記録や二条家宛書簡が中心 	<ul style="list-style-type: none"> 41点 延宝6年(1678) - 文久3年(1863) 京都と江戸の往還など交通に係る記録文書が中心
ウェブ上で公開		『史料館所蔵史料目録』第68集 1999年	『明治大学刑事博物館目録』第15集 1959年	『交通博物館所蔵近世交通史料目録』1991年

表1 二条家文書を所蔵する主要機関

し、「勘定所および役所関係の記録文書は京都教育大学に、内々番所関係の記録文書は慶応大学にまとまって所蔵されている」として紹介した（『山城国京都二条家文書目録』〔史料館所蔵史料目録〕第六八集、一九九九年）。これが、これまで京都教育大学所蔵の二条家文書について触れた最も詳しい記述となっている。

この二条家文書には、現在、「二条家」と書きさされた整理ラベルが貼られ、資料番号が付されている。また、まとまりのあるものについては、ラベルに「縁組」「宗門改帳」「触書」などと記され、さらに罫紙横書の簡略な目録が存在した（二〇〇八年の段階では確認できたが、現在は所在不明）。これらが誰の手になるかはわからないもの、ある時期に一定の整理がなされたことは間違いない。そうした成果に基づきながら、目録刊行を目的とする再調査と整理作業が二〇〇八年度より始まり、それがおおむね終了したことを受け、教育資料館まなびの森ミュージアムの二〇一五年度秋季企画展「撰家二条家の江戸時代」京都教育大学二条家文書を読み解く（二〇一五年十一月一日〜十二月二十五日）において二条家文書の内容を紹介し、あわせて目録を刊行することとなった。

文書の形態と種類 京都教育大学所蔵の二条家文書はほとんどが冊子体で、一紙物は冊子に挟まれる形で付属的に存在するに過ぎない。冊子体や一紙物以外では、慶応元年（一八六五）の大原野社修葺に伴う図面や、京都宮津間車道敷設に関わる西七条村の絵図が存在する。また、三七三点を数える二条家文書のうちおよそ半数にあたる一七二点は、十一ある所領から毎年二条家へ提出された年貢勘定帳であることも特徴的である。合計十六ヶ年分が残存するこの年貢勘定帳に関しては、寛政九年（一七九七）から弘化三年（一八四六）までの七ヶ年分が、村から提出された冊子を年度ごとに一綴りにしているのに対し、嘉永三年（一八五〇）から明治三年（一八七〇）までの九ヶ年分については、村ごとの冊子がばらばらの形で存在している。

こうした二条家文書は、二条家に旧蔵されていたことがほぼ確実な文書三四二点と、二条家との関係が不明確な西七条村の関係文書三一点の二種に大別することが可能である。現在、京都市下京区に含まれる西七条村は、二条家の所領であったことが確認できず、また、文書の差出・宛所はいずれも二条家の家政機関ではない。文書の年代も他と比べて幾分新しいものが含まれており（表2）、これらから判断すると、何らかの理由で二条家旧蔵文書の中に混入したと捉えておくのが穏当だろう。前述の如く、二条家文書の中でまとまりのあるものについては、その内容をラ

ベルに記載しているが、西七条村で作成されたと思しい御触書控帳についても「触書」と記すラベルが貼られている。このことは、当初の整理段階において、両者の質的な違いが認識されなかったことを示しており、入手時から一体のものとして扱われていた可能性も高いと推察される。

二条家文書の年代 西七条村関係文書を除く二条家の旧蔵文書は、元禄十五年（一七〇二）の二条吉忠の書状留書を最も古い文書とする。しかし、十八世紀前半に遡る文書はごくわずかであり、二条吉

忠書状留書の他には、享保五年（一七二〇）の和歌草稿、享保七年から延享二年（一七四五）にかけての二条綱平・吉忠の書状留書、享保十年の親族・家領注進状の留書、元文元年（一七三六）の往来書状留書、寛延元年（一七四八）の御物成高并差引勘定帳、寛延二年の緋宮日次記の七点があるに過ぎない。このうち御物成高并差引勘定帳は、表紙上書に記された年号のうち、「延元」の部分が朱字の追記であり、後代の写しの可能性が高いといえる。和歌草稿は二条綱平が和歌百首を創作した際の草稿、緋宮日次記は二条吉忠の娘舎子が桜町天皇との間に儲けた緋宮（後の智子内親王・後桜町天皇）の、贈答を中心とする日々の記録で、書状留書も含め、二条家当主の身近で作成された文書群と考えられる。なお、書写年代は不明であるが、寛永十七年（一六四〇）の正月に作成された漢詩を含む漢詩文集の断簡も存在している。

寛延二年の緋宮日次記に次いで古い文書は、それから四十年以上を経た、二条治孝の娘隆子（＝彰君）が一橋治国と婚姻した際の寛政三年（一七九一）の文書群となる。寛政九年の年貢勘定帳二一点、寛政十年の二条治孝の娘保子（＝脩君）が一橋斉敦と婚姻した際の進物帳一点がこれに続き、以後、最も新しい明治六年（一八七三）から八年にかけての米出納勘定帳までが、ほぼ断絶なく存在している。十八

西 暦	二条家旧蔵文書	西七条村関係文書
1700-1719	1 点	0 点
1720-1739	4 点	0 点
1740-1759	2 点	0 点
1760-1779	0 点	0 点
1780-1799	19 点	0 点
1800-1819	54 点	0 点
1820-1839	23 点	1 点
1840-1859	76 点	10 点
1860-1879	144 点	14 点
1880-1899	0 点	6 点
不 明	19 点	0 点
合 計	342 点	31 点

表2 二条家文書の年代

配分先	筆	墨
内々番所	24本	4挺
御役所	24本	4挺
御側	12本	4挺
御勘定所	20本	2挺
御使番	12本	2挺
御祐筆役	30本	10挺
添番	12本	2挺
御台所	12本	2挺

表3 凡積書に
凡家用入
家方入
機用方
関入

に積書に凡家用入家方入関入
文書が存在する。御勘定所は明治四年以降の
文書では確認できなくなり、ここから考
と、御用度方は御勘定所の職務を継承した機
関と捉えるべきなのだろう。
御役所宛の文書の中にも年貢勘定帳がある。
年貢勘定帳は、通常、御勘定所を宛所とする
が、所蔵する年貢勘定帳の中で最も古い寛政

世紀前半の文書に窺える当主に関わる文書は、十八世紀末以降の文書には見出せず、逆に二条家文書の主体である所領に関わる文書は、十八世紀前半の文書の中では後代の写しの可能性が強い御物成高并差引勘定帳以外に見えない。両者は由来を異にしていた可能性が高いものといえよう。

十八世紀末以降の文書は十九世紀中葉を中心とするもので、明治元年から四年にかけての所領支配に関する文書（年貢勘定帳、普請帳、宗盲人別改帳、各種願書など）が非常に多く存在している。明治維新の時の当主は、明治天皇の摂政ともなった二条斉敬であるが、彼は明治三年十二月にそれまでの家禄を停止された。明治四年を下る文書がほとんどないことから判断すれば、おそらくは、家禄廃止によつて不要となった所領に関する文書が、この二条家文書の中に相当数含まれているものと推測される。

二条家文書の内容 史料館が作成した目録では、京都教育大学の二条家文書を「勘定所および役所関係の記録文書」として紹介した。西七条村の関係文書や十八世紀前半に遡る当主に関わる文書を除いた二条家文書の大半に関しては、この認識に大きな誤りはない。しかし、もう少し仔細に見ていくと、御勘定所の関係文書と御役所のそれとは、様相の相違を指摘できそうである。

宛所が記されるような外部組織から二条家へ伝達・送付された文書では、その七割以上にあたる一六〇点が御勘定所を宛所とする文書である。御勘定所宛の文書が多いのは、所領から提出された年貢勘定帳が、二条家文書の主体であることと表裏の関係にあり、年貢勘定帳一七二点の八割弱にあたる一三四点が、御勘定所を宛所としている。御勘定所以外では、御役所宛の文書が二八点、御用度方宛の文書が一二点見出せる。御用度方は、明治三年（一八七〇）と四年の文書のみに見える二条家の家政機関で、年貢勘定帳の中には、明治二年まで御勘定所を宛所としていたものが、明治三年に宛所を御用度方へ変更した

九年（一七九七）のものだけは御役所を宛所としており、注目に値する。また、村役人と檀那寺の署判を持つ宗盲人別改帳では、村役人の署判の宛所が御勘定所であるのに対し、檀那寺の宛所は御役所となっており、一冊の中で二つの宛所が記されることとなる。この年貢勘定帳と宗盲人別改帳が御役所を宛所とする文書のほとんどということになるのであり、いずれも御勘定所の職務と密接に関わる文書と見ることが可能である。御役所と御勘定所との関係はなお検討すべきであるが、御役所宛の文書だったとしても、他の文書と同様、御勘定所に伝わった可能性は想定してもよく、二条家へ伝達・送付された文書のほとんどは、所領から御勘定所へ提出された文書であるといえよう。

他方、二条家内部で作成・保管された記録文書に関しては、上書に機関名が明記されるなど作成機関が明白な文書五七点を認めることができる。このうち御役所作成の文書が四一点、御勘定所作成のものが一二点となり、伝達・送付に関わる文書と逆の傾向を示すこととなる。御役所が作成した文書として、比較的まとまりのあるものとしては、將軍宣下に伴う二条家当主の江戸下向に関する会計帳簿（徳川家慶の將軍宣下における二条斉信の江戸下向関連文書が多い）、二条家の改印を街道の宿駅へ伝え、受領の旨を宿駅から報告させた合印鑑請取帳一四点（卯年度六点、嘉永七年度（一八五四）五点、安政二年度（一八五五）三点）があり、これらは臨時的に作成された文書といえる。その一方で、一年間の支出を予算立てる暮方入用凡積書や給禄に関わる文書など、御役所が恒常的に作成したと思われる文書に関しては、断片的にしか伝わっていないことにも特徴を見出すことができる。

これに対して御勘定所の作成にかかる文書については、一二点のうち七点までが年貢の納入日及び納入者を村ごとに記載する収納割判帳であり、前に見た御勘定所を宛所とする文書と同様、所領支配に関わる文書と捉えることができる。また、この収納割判帳は、天保十一年（一八四〇）から弘化二年（一八四五）まで六ヶ年分が間断なく所蔵されており、御役所の作成文書が臨時性の強いものであるのと相違を見せている。

慶應大学所蔵文書との関係 こうした二条家文書のあり方は、約二二〇〇点を数える慶應大学文学部古文書室の所蔵文書と比較することでより明確なものとなる。京都教育大学の二条家文書の中で、御勘定所が関与する文書の多くは、年貢の収納を中心とする所領支配に関わる文書であるが、慶應大学には所領に関する御勘定所の文書はそれほど多くはない。すでに述べたように、京都教育大学には御勘定所

年	所蔵機関	年	所蔵機関
弘化2年 (1845)	慶應大学	安政5年 (1858)	不明
弘化3年 (1846)		安政6年 (1859)	慶應大学
弘化4年 (1847)	京都教育大学	安政7年 (1860)	
弘化5年 (1848)		万延2年 (1861)	
嘉永2年 (1849)	慶應大学	文久2年 (1862)	
嘉永3年 (1850)		文久3年 (1863)	
嘉永4年 (1851)		文久4年 (1864)	
嘉永5年 (1852)		元治2年 (1865)	
嘉永6年 (1853)		慶応2年 (1866)	
嘉永7年 (1854)		慶応3年 (1867)	
安政2年 (1855)		慶応4年 (1868)	
安政3年 (1856)		明治2年 (1869)	慶應大学
安政4年 (1857)			

表4 蝟燭炭等勘定帳の所蔵状況

弘化四年・五年・慶応四年（一八六八）の三冊しか存在しない。興味深いのは、京都教育大学のこの三冊が、慶應大学に抜け落ちていた部分に当てはまることで、慶應大学のものと京都教育大学のものとを合わせると、安政五年（一八五八）を除いて二十五ヶ年が連続することとなる（表4）。ここまで明確ではないが、同じことは御勘定所が作成した買上物帳においてもいえるのである。慶應大学には天保四年（一八三三）から慶応三年（一八六七）までの十八冊の買上物帳が所蔵されているのに対し、京都教育大学には慶應大学で抜け落ちてしまった天保十二年の一冊のみが存在する（表5）。すなわち、御勘定所が関与した文書のうち、所領支配に関するものが京都教育大学に、その他の家内部の財政関係文書が慶應大学に伝わっているものであり、所領支配では村々から提出された文書が多くなることから、京都教育大学の御勘定所関係文書は、必然的にその多くが送付・伝達された文書という傾向

を宛所とする年貢勘定帳が十六ヶ年分所蔵され、これが京都教育大学の二条家文書の主体となっているが、慶應大学には、文化十一年（一八一四）と文久二年（一八六二）の二ヶ年分の年貢勘定帳しか見出せない。御勘定所が作成した年貢の収納に関する収納割判帳についても、京都教育大学には六ヶ年分が間断なく存在するのに対し、慶應大学には一冊も所蔵されていない。その一方、所領以外の御勘定所作成文書については、慶應大学に多く所蔵されている。御勘定所が毎年作成した蝟燭炭等勘定帳は、慶應大学には弘化二年（一八四五）より明治二年（一八六九）までの二一冊が所蔵されているが、京都教育大学には

を宛所とする年貢勘定帳が十六ヶ年分所蔵され、これが京都教育大学の二条家文書の主体となっているが、慶應大学には、文化十一年（一八一四）と文久二年（一八六二）の二ヶ年分の年貢勘定帳しか見出せない。御勘定所が作成した年貢の収納に関する収納割判帳についても、京都教育大学には六ヶ年分が間断なく存在するのに対し、慶應大学には一冊も所蔵されていない。その一方、所領以外の御勘定所作成文書については、慶應大学に多く所蔵されている。御勘定所が毎年作成した蝟燭炭等勘定帳は、慶應大学には弘化二年（一八四五）より明治二年（一八六九）までの二一冊が所蔵されているが、京都教育大学には

御役所が関与した文書では、京都教育大学が所蔵する將軍宣下に関わる文書群や合印鑑請取帳などは慶應大学には見えない。その一方で、京都教育大学で一冊しか存在しない給禄調帳は、慶應大学では嘉永元年（一八四八）から万延元年（一八六四）まで二十七ヶ年分が引き続き所蔵されている。京都教育大学の給禄調帳が複数年の合冊となっていることも、通常の給禄調帳とは相違する点である。つまり、京都教育大学が所蔵する御役所の作成・保管文書は臨時的に作成されたという性格が強いもの、慶應大学のそれは恒常的に作成されたものといえる。

これらをまとめると、京都教育大学の二条家文書は、御勘定所が関与した文書のうち所領支配に関わる文書、御役所が関与した文書のうち臨時的な行事に伴い作成されたものということとなる。ここで想起すべきは、所領に関する文書は明治三年十二月の家禄停止に伴い不要になった可能性が高いということ、將軍宣下に代表される臨時的な御役所作成文書に関しても、近世から近代へという社会変革の中で、所蔵することの意味

年	所蔵機関	年	所蔵機関	年	所蔵機関	
天保4年 (1833)	慶應大学	弘化2年 (1845)	慶應大学	安政4年 (1857)	不明	
天保5年 (1834)		弘化3年 (1846)	不明	安政5年 (1858)	慶應大学	
天保6年 (1835)		弘化4年 (1847)		安政6年 (1859)		
天保7年 (1836)	不明	安政7年 (1860)				
天保8年 (1837)	慶應大学	嘉永2年 (1849)		万延2年 (1861)		
天保9年 (1838)		嘉永3年 (1850)		文久2年 (1862)	不明	
天保10年 (1839)		嘉永4年 (1851)		文久3年 (1863)	慶應大学	
天保11年 (1840)		嘉永5年 (1852)		文久4年 (1864)	不明	
天保12年 (1841)	京都教育大学	嘉永6年 (1853)		不明	元治2年 (1865)	不明
天保13年 (1842)	不明	嘉永7年 (1854)		慶應大学	慶応2年 (1866)	慶應大学
天保14年 (1843)		安政2年 (1855)		不明	慶応3年 (1867)	
天保15年 (1844)		安政3年 (1856)				

表5 買上物帳の所蔵状況

が滅した可能性が強いといえよう。要するに、所領支配に関わる文書など、明治維新を経て不要となった文書群が京都教育大学に伝わっているのではなからうか。

他機関所蔵文書との比較 国鉄中央鉄道学園から交通博物館を経て鉄道博物館に伝わった文書の中にも、京都教育大学所蔵文書と関連のある文書が含まれている。鉄道博物館が所蔵する文書は、京都と江戸の往還に関する文書が中心で、その主体は將軍宣下に伴う江戸下向関連文書であるが、この中には、京都教育大学がまとまって所蔵する天保八年（一八三七）の二条斉信の下向関連文書を一点見出すことができ、京都教育大学のものを補充することが可能である。しかし、將軍宣下関係の文書は、京都教育大学よりも鉄道博物館の方が多くを所蔵しており、京都教育大学に二点しか存在しない安政五年（一八五八）の二条斉敬の下向関連文書を少なくとも八点確認できる。他にも、鉄道博物館には、京都教育大学に見えない將軍宣下に伴う文書が多く所蔵される。一方、御役所から改印を宿駅に伝えた際の合印鑑請取帳に関しては、京都教育大学で欠落してしまった嘉永七年度（一八五四）の木曾街道に関する一冊だけが、鉄道博物館に所蔵されている。京都教育大学の合印鑑請取帳は、卯年度と嘉永七年度・安政二年度（一八五五）の二種に大別でき、前者よりも後者の方が広範囲の街道に及んでいたことが予想されるが、鉄道博物館の所蔵文書によって、その理解を補うことができる（図2）。

明治大学博物館所蔵の二条家文書は、書状・冊子など形態・内容ともに多様性に富む文書群で、御役所・御勘定所に関わる文書など、京都教育大学所蔵文書と性格が類似したものも多い。ただし、京都教育大学が主体とする御勘定所関係の所領支配に関わる文書については、そのほとんどが嘉永年間の普請に関連する文書で、東九条村に関わる文書が多く、かなり限定的であるといえる。京都教育大学が所領支配の主要な部分を所蔵していることは間違いないであろう。なお、国文学研究資料館の所蔵文書は、その多くが撰家の家職に関わる一紙物で、冊子が多い京都教育大学所蔵の二条家文書との関連性は低い。

西七条村関係文書 こうした二条家旧蔵の文書のあり方と全く異なるのが、西七条村の關係文書である。西七条村の文書三一点は、御触書控及び明治以降の御達写・御布告書写一六点、明治二十二年（一八八九）の京都宮津間車道敷設に関する車道潰地調一点と敷設に伴う絵図五点、その他九点に大別することが可能である。御触書控帳は天保九年（一八三八）から慶応四年（一八六八）までが存在しており、天保十三年と慶応四年に関しては完存している。なお、これらは水損の様子が顕著に

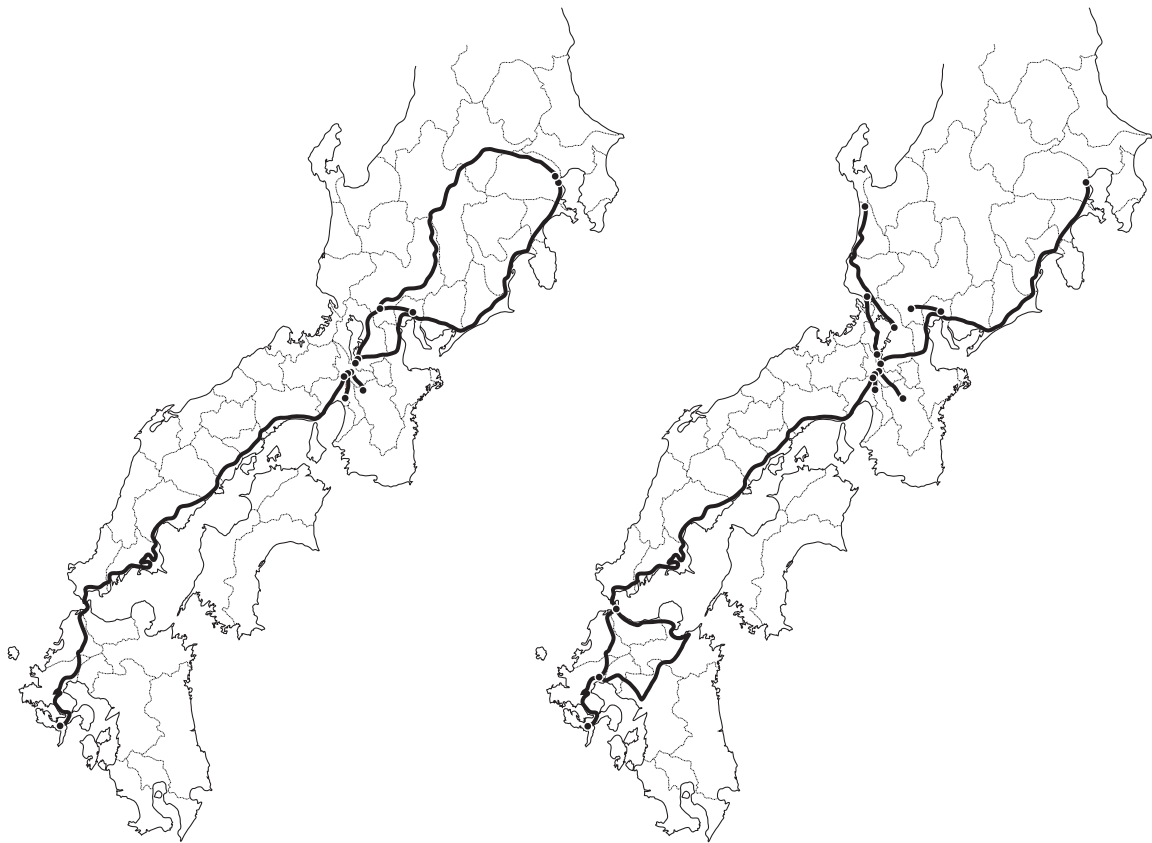


図2 京都教育大学所蔵の合印鑑請取帳にみえる改印通知の街道
(左：卯年度 右：嘉永7年度・安政2年度)

窺え、全体的に保存状態が悪いことも特徴的である。

京都宮津間車道敷設は、明治十四年に着工され、明治二十二年に完成した京都府の大規模工事であり、京都市中においては西七条村を通過する七条通の拡幅工事がなされた（高久嶺之介「車道時代の到来―京都宮津間車道開鑿工事」『近代日本と地域振興 京都府の近代』思文閣出版、二〇一二年）。京都教育大学が所蔵する車道潰地調や絵図は、それに関わって作成されたものであるが、絵図の一点には、西七条村を北東から南西へ貫く道が描かれており、これは明治十九年に京都府会で提起されるも、翌年には撤回された「松原通案」（＝京都の起点を松原通に設定し、七条通まで南西方向の道路を新設する案）に基づく絵図と推測される。

その他の文書は、西七条村が裁判所・京都御政府・京都府知事（長谷信篤・榎村正直）などに宛てて提出した各種の願書・届書などの控えを基本とする。この中には「聞届候事」と記す付箋が貼付されているものが存在しており、京都府から返却された文書も含まれているようである。前述の如く、こうした西七条村の文書が二条家文書の中に含まれることの理由については不明とせざるを得ず、なお検討すべきものである。

まとめ 以上、ごく簡単ではあるが、京都教育大学教育資料館が所蔵する二条家文書の概要を述べてきた。撰家二条家の旧蔵文書は、現在、諸機関に分散されている状態にあるが、総体として見れば、江戸時代の公家文書としては比較的残りがよく、撰家という家格からいっても、近世公家の様子を知る上での格好の史料となるだろう。最も数量の多い慶應大学文学部古文書室の所蔵文書についてウェブ上での公開が始まるなど、二条家文書の全貌を知る基盤はようやく整ってきたといえ、今後は、

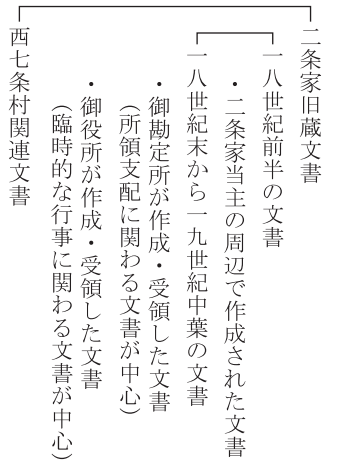


図3 二条家文書の分類

各機関に分散されているものを俯瞰し、江戸時代の公家の家政を復原することが課題になると思われる。二条家文書に関する研究はまだ緒に就いたばかりであるが、この目録の刊行が幾分でも研究・教育に資するところがあれば幸いである。

（吉江 崇）

「付記」慶應大学文学部古文書室所蔵の二条家文書と京教育大学の二条家文書の関係については、柳田利夫氏・重田麻紀氏に多大なご教示をいただいた。記して感謝の意を表したい。なお、教育資料館まなびの森ミュージアムの二〇一五年度秋季企画展「撰家二条家の江戸時代―京都教育大学二条家文書を読み解く―」において作成したパンフレットでも、二条家文書の概要を記したが、本稿を執筆するに際して認識を改めた箇所が存在する。

漢詩文集訓注

解題

京都教育大学所蔵の二条家文書の中に、漢詩文を記した一冊（二一九）が存在する。全部で六葉あり、七首の漢詩と三篇の書簡が筆写されている。

細かく見れば、(A) 第一葉と第二葉、(B) 第三葉と第四葉、(C) 第五葉と第六葉の三つの部分からなり、それぞれの間には断絶が見られる。今、便宜上、漢詩と書簡に番号をつけると、漢詩は(A) に三首(1~3)、(B) に四首(4~7)が見られるが、(B) の冒頭の漢詩(4) は最後の部分のみの不完全なものである。また(C) には書簡(8~10)を載せるが、最初の書簡(8) は途中から始まっている。

漢詩はすべて詩題に「和」の字を冠しており、その後には書かれた人物に唱和し、贈ったものである。2の漢詩の原注に「寛永庚辰 下二十二首同」とあり、同じく序に書初めを意味する「試類」の語が見えることや作品の内容から考えると、2・3の漢詩はいずれも寛永十七年(一六四〇)の正月に作られた漢詩であろう。一方、6の漢詩の序文に「癸酉試類」と見え、これを寛永癸酉の書初めと仮定すれば、寛永十年(一六三三)の正月に作られたものとなるが、前後の4・5・7の漢詩が同じ時の作かどうかは不明である。ただ、内容的にはいずれも正月の漢詩と判断される。

8~10の書簡は病気が平癒したことや食品の贈答など、至って日常的な内容のものである。このうち10は漢学者の三宅正堅(？—一六五九)にあてられており、漢詩の年代とさほど変わらないものである。残りの二篇については、誰にあてたものかは不明である。

この時期の二条家の当主の一人と推定される二条康道(一六〇七—一六六六)の日記『康道公記』は、東京大学史料編纂所が原本を所蔵し、その影印をホームページで公開している。しかし、その寛永十七年正月の部分を見る限りでは、書初めや漢詩に関する記載は見られず、『公記』の字体とこの文書の字体は異なっていることから、2・3に関しては少なくとも康道が自身の漢詩を筆写したものではない。

以上の漢詩文の筆写はその字体から同一人物によるものと考えられる。また一部誤写と思われる箇所が含まれている。漢詩文の内容や水準はごく一般的なもので、出版された書物の筆写などではないと思われる。

凡例

一、本稿は京都教育大学が所蔵する二条家文書(以下、底本と記す)中、漢詩文集(二一九)に訓読と注釈を施したものである。

一、訓読の際、底本の俗字は正字に、旧字は新字に改めた。

一、訓読は歴史的仮名遣いによるが、ふり仮名に関しては現代仮名遣いを用了。

一、底本には訓点がついているが、その読みに従っていない部分もある。

一、注釈をつけた語句は、訓読文の当該箇所の末尾に※印を附した。

一、詩文には一篇ごとに便宜的に番号を附した。

訓注

(A) 第一葉と第二葉

1 立庵※に和す

身は京洛けいらく貴豪きこうの中に交はり、

幾たびか新正しんせいを過ぎて閑また忽い。

而立りつ今年ことし 与ともに立つを知り、

異同いどう 這この裏うら 雷同らいたうすること勿なかれ※。

国家こくが 礼行らいこうはる 永平えいへいの日※、

聖徳せいとく 詩成しせいる 慶曆けいれきの風※。

諸生しよせいを進めて学校がくを開かんと欲せば、

六経りつげい 勉りつげいめて貫通くわんつうを要すべし。

○立庵—堀正英(二六一〇—一六二二)。広島藩儒。堀杏庵ほりきやうわんの子。

○新正—新年。

○而立—立庵は一六一〇年生まれであるから、寛永十七年(一六四〇)に作られた詩とすればちょうど三十歳。

○這の裏—ここ。

○雷同すること勿かれ—『礼記』曲礼上篇に「雷同すること母なかれ、必ず古昔ここに則り、先王せんわうを称せよ」とある。

○国家 礼行はる 永平の日—「永平」は後漢の明帝の年号(五八—七

五)を指すか。『後漢書』明帝紀に「帝、建武(すぐ前の光武帝時代)の制度を遵奉して、敢て違ふ者莫し」とある。

○聖徳 詩成る 慶暦の風―「慶暦」は宋の仁宗の年号(一〇四一―一〇四八)。善政が行われ、朝廷に人材が集まったので、当時、国子監直講だった石介が皇帝の徳を称えて「慶暦頌徳詩」を作った。

2

貞昌君さだまさに和す 寛永庚辰しんも 下二十二首同じし。

兵部侍郎伊勢貞昌君、庚辰試穎しやうの雅什みや有り。歳初、公を桜田の華居はなゐに訪ふ。慶賀既に畢りて、扣たたくに新詩を以てす。為に紙毫しほを出す。予れ野詩のを書して之を呈す。公亦た自ら佳作を筆す。予れ之を袖そでにして帰る。

翌日、盛价せいかいを馳せて尊和を賜はる。嗚呼、詩の雄偉、筆の風神、曹・劉をを衙官ぎやにし、顔・楊を北面ほくめんにす。鑑賞余り有り、詠歎足らず。古人云はく、一針、廢を起こし、寸匙、痼を愈す。公の予れに於ける、人を医すの針匙なり。故に韻尾を歩み、以て惘誠ごんせいに報ゆ。是れ又た岑參、賈至し舍人の禁營に朝するに和し、張籍、韓愈かんい侍郎の新雪を賦するに答ふる者か。之を机右に投じ、目撃に備ふ。根顔こんがん忸心じゆしん、屏營へいゑいの至りに堪へず。

今辰こんしん 万国 会同の時、

恩渥おんあく 大家 殊に怡よろこぶべし。

天も亦た朝来して雪玉を頒わかち、

豊年の嘉瑞かざい 人をして知らしむ。

○貞昌君―伊勢貞昌(一五七〇―一六四一)のこと。薩摩藩士。故実家。

通称兵部少輔。寛永元年、藩主に従って出府して以後、江戸にとど

まり、林羅山らと交わった。

○寛永庚辰―寛永十七年(一六四〇)。

○下二十二首同じ―以下の二十二首も同様にすべて寛永十七年の作。

○試穎―新年に行われる書初め。「穎」は筆の意。書初めに漢詩を書くならわしがあったのであろう。

○雅什―上品な詩篇。他人に詩文に対する美称。

○桜田の華居―桜田のりっぱなお宅。「桜田」は地名と思われるが未詳。

○扣くに新詩を以てす―最近作った詩がないかと尋ねる。

○野詩―洗練されていない詩。自分の作品をへりくだって言う。

○袖にして―袖の中にしまって。

○盛价―他人の従僕に対する尊称。

○尊和を賜はる―唱和した詩をいただいた。

○曹・劉―中国三国時代の詩人曹植(二九二―二三二)と劉楨(？―二二七)。

○顔・楊を北面にす―「顔・楊」は中国唐代の書家顔真卿(七〇九―七八五)と五代の書家楊凝式(八七三―九五四)。「北面」は臣従する。つまり顔真卿や楊凝式を凌ぐりっぱな書であることを言う。

○一針、廢を起こし、寸匙、痼を愈す―一本の針、一匙の薬で病人を治す意。中国医学による治療に喩える。「痼」は持病。

○韻尾を歩み―相手の詩と同じ韻字を用いた「次韻」の詩を作って唱和すること。

○惘誠―まごころ。

○岑參、賈至舍人の禁營に朝するに和し―唐の詩人岑參(七一五―七七〇)が賈至(七一八―七七二)に「中書舍人賈至の『早に大明宮に朝す』に和し奉る」詩を作って唱和したことを指す。『唐詩選』に収める。

○張籍、韓愈侍郎の新雪を賦するに答ふる―張籍(七六七?―八三〇?)は唐の詩人で、韓愈(七六八―八二四)の門弟。「韓愈侍郎の新雪を賦する」とは、韓愈の「雪を詠ず 張籍に贈る」詩を指すが、それに張籍が唱和した詩は見当たらない。よってここで「答ふる」とあるのが何を指すかは未詳。

○根顔忸心―顔を赤らめ、心に恥じる。自分の詩の出来ばえについて謙遜して言う。

○屏營の至り―恐縮の至り。

○今辰―本日。

○恩渥―厚い恵み。

○大家―集まった大衆。

○天も亦た朝来して雪玉を頒ち―天も参内したかのように雪を降らせる。

○嘉瑞―めでたい兆し。雪が降ったことを指す。

3 脇坂淡州牧の和歌に和す*

春を賞する歌調 花実を備へ、
妙処 皆言ひて 郢質^{えいしつ}を懐^{おも}ふ。
字字^{しじ} 東君^{とうくん}の万齡^{ばんねい}を祝し、
徳沢を涵濡^{かんじゆ}して日^ひを移す^{うつ}べし。

○脇坂淡州牧―脇坂安元(一五八四―一六五三)のこと。武将。山城国の生まれ。慶長五年(一六〇〇)淡路守、のち伊予国大洲城主、さらに信濃国飯田城主となった。「牧」は漢語で地方長官の意で、「淡州牧」は淡路守だったことを指す。

○和歌に和す―脇坂安元が作った和歌に漢詩で唱和した。安元は和歌を飛鳥井家に学んだ。

○郢質―心を許す親友。

○字字―文字―文字が。淡州の和歌を指す。

○東君―主人。

○万齡―長寿。

○徳沢を涵濡して―恩沢を施して。「涵濡」は浸し潤す意。

○日^ひを移す―長い時間を経る。

(B) 第三葉〜第四葉

4 〈この前に断絶あり。以下は詩の一部と思われる。〉

……………自ら出で、

救急の反風 一様の春。

5 元碩^{げんせき}に和す

屠蘇^{とそ}先づ酌^{しやく}みて年少^{せうしやう}きを見、
若木^{じやくぼく} 和光^{わくわう} 履端^{りたん}を知る。
黄鳥^{こうちゆう} 今 花信^{けしん}を通ずるの夜、
詩人 筆^{ふで}を揮^{ふる}つて吟安^{ぎんあん}を費^{つひや}す。

○元碩―人名。未詳。

○若木―崑崙の西のはてにある神木の名。ここでは日の入る所を指す。

○和光―おだやかな光。

6

岡本氏^{おかもとし}に和す

○履端―正月元旦。新年。
○黄鳥―ウグイス。
○花信―花の便り。開花の知らせ。
○吟安―詩句を推敲すること。

呂伯恭^{りよはくきやう}は高文^{かうぶん}を千百人の中に見て、江西の陸子^{りくし}を知る。楊敬之^{やうけいし}は人の善^{ぜん}を蔵^{かく}すことを解せずして、到底^{たうてい}項斯^{かうし}を説く^{とく}。誠^{まこと}なるかな、此の言^{ことば}。余^{あな}れ岡本氏の癸酉^{きゆう}試題^{しだい}の詩^しを三浦氏^{みづらし}に得たり。吟^{ぎん}觀^{くわん}して已^やまず、節^{せつ}を撃ちて歎賞^{たんしょう}す。余^{あな}れ岡本氏^{おかもとし}を知ること茲^{こゝ}に年有^{とし}り。平生^{へいせい}、斯^{こゝ}の述作^{じゆつさく}有るを望^{のぞ}むこと日^ひ奄^あし。而^{しか}うして今^{いま}之^のを得たり。豈^{いかで}に翅^{たば}に兼金^{けんぎん}を之^のれ獲^とるのみならんや。喜んで寐^いねずして唄^{うた}ひて之^のに和^なす。嗚呼^{あゝ}、伯恭^{はくきやう}の高識^{かうしき}有^あらずして陸子^{りくし}を知り、敬之^{けいし}の仁愛^{にあい}無^なしと雖^{いえ}も項斯^{かうし}を説くは、幸^{さい}ひなるかな。去夏^{こゝろ}より今^{いま}春^{はる}に至^{いた}るまで旅^{りょ}檐^{えん}、隣^{りん}を接^{せつ}す。豈^{いかで}に一日^{いちにち}の閑暇^{かんげ}無^なからんや。去林^{こゝろ}・李^りの相^あひ訪^{ほう}ふ^は追^おひ難^{がた}しと雖^{いえ}も、元^{もと}・白^{はく}の唱^{てい}和^わは在^ある有^あり。事實^{じじつ}は三浦^{みづら}氏の頰^{きま}舌^{ぜつ}を借^かりて、枉^まげて禿毫^{とくごう}を閑^おく。天下^{てんか}の人心^{じんしん} 紀元^{きげん}を祝^{いわ}し、陽和^{やうわ}の及^{およ}ぶ所^{ところ} 仰^{おほ}げば弥^いいよ尊^{そん}し。五風^{ごふう}十雨^{じゅうう} 民生^{みんせい}の外^の、野草^{やうそう} 山花^{さんか} 主恩^{しゅおん}を承^うく。

○岡本氏―未詳。

○呂伯恭―呂祖謙(一一三七―八一)のこと。伯恭は字。南宋の学者で、朱熹とともに『近思錄』を編纂した。

○高文―すぐれた詩文。ここでは会試(科挙の試験の一つ)の答案を指す。

○江西の陸子―南宋の学者陸九淵(一一三九―九二)のこと。江西省

金溪の人。三十四歳の時、会試に合格、優秀な答案を書いて、呂伯

恭に知遇を得た。

○楊敬之は人の善を蔵すことを解せずして、到底項斯を説く―楊敬之は唐の人。讀書仲間を愛し、その一人である項斯が作った詩に至るところで褒めて回ったという『新唐書』楊憑伝附。「到底」は終始、

いつも。

○癸酉試額—癸酉の年に行われた書初め。癸酉は寛永十年（一六三三）か。

○三浦氏—未詳。

○岡本氏を知ること茲に年有り—岡本氏の知遇を得て数年になる。

○兼金—上質な黄金。

○伯恭の高識有らずして……、幸ひなるかな—自分には呂祖兼のような学識や楊敬之のような仁愛がないのに、あなた（岡本氏）と知り合えたのは幸せである、の意。

○旅檐、隣を接す—滞在中の宿が隣りあっていた意か。

○林・李の相ひ訪ふ—未詳。「林」はあるいは「杜」の誤字で、唐の詩人杜甫と李白の交遊を指すか。

○元・白の唱和—元・白は、唐の詩人元稹（七七九—八三二）と白居易（七七二—八四六）。生涯にわたって友情を持続させ、多数の詩を唱和した。

○頬舌—弁舌。

○秃筆—ちびた筆。自分の文章の謙称。

○紀元—新しい君主が即位した年を言うが、ここでは何を指すかは未詳。

○陽和—のどかな春の気。
○五風十雨—五日ごとに風がふいて十日ごとに雨が降る。気候が順調である喩え。

○野草—山花。主恩を承く—野山の草花も君主の恩徳がゆきわたって繁茂する。

7

金地国師こんちこくしに和す

春 毫端ごうたんに入りて彩霞さいか簇むらがり、

彫 章ちやうしょう絵句えいこ 官家くわんかを祝す。

官家今又た仁政を施し、
和氣藹然わいきあんぜんとして万花に流る。

○金地国師—以心崇伝（一五六九—一六三三）。京都の人。南禅寺の住持となつて金地院に住し、また徳川幕府の政治顧問でもあった。寛

永三年（一六二六）、国師号を賜った。

○毫端—筆の先。金地国師の詩を指す。

○彩霞—美しいもや。

○彫章絵句—苦心して飾り彩つた詩句。

○官家—天子。ここでは徳川幕府を指す。

○藹然—盛んなさま。

(C) 第五葉〜第六葉

8

（この前に断絶あり。以下は書簡の一部と思われる。）

……言ふこと能はず。況や又た草沢の庸術ようじゆつを以て太牢たいらうの肥腸ひちやうに投ずるをや。微恙びせう、瘳ちゆうゆるを得て、氣宇平復するきうへいふくするは、是れ公の幸ひに非ずして、愚の大幸なり。何事か之に若かんや。程道人ていどうじんは朱夫子に因りて名彰はれ、龔雲林こんうんりんは洪中亟こうちゆうを治めて術售じゆけうはる。昔人の已すでに照らす所にして、今日の尤もつとも榮とする所なり。夕佳楼せきかろうの記・倭歌わか一楮ちよ、錦筵きんげいに附す。余事冗々よじじゆんじゆん、併せて面会を期す。不宜。

○草沢の庸術—民間の平凡な術。

○太牢の肥腸—りっぱなごちそうの意か。「太牢」は牛・羊・豚の揃つたごちそう。

○微恙—軽い病気。

○氣宇平復する—気分が元通りに回復する。

○公の幸ひに非ずして、愚の大幸なり—「公」は相手、「愚」は自分を指す。

○何事か之に若かんや—何がこれに及ぶであろうか。これ以上の幸せはない。

○程道人は朱夫子に因りて名彰はれ—北宋の程頤ていぎ（一一〇三—一一〇七）によって確立された道学を、南宋の朱程頤しゆてい（一一三〇—一一二〇）が発展させ、集大成したことを指す。

○龔雲林は洪中亟を治めて術售はる—「龔雲林」は明の名医龔廷賢のこと。彼の医術が流行したことを指すが、「洪中亟」は未詳。

○夕佳楼の記・倭歌一楮—「夕佳楼の記」と和歌を一枚の紙に書いたもの。「倭歌」は和歌。「楮」は紙。

○錦奚に附す—錦奚にことづける。「錦奚」は人名と思われるが未詳。
○冗々—数多くのものが入り乱れるさま。

9 某上人に与ふ*

爾来音容を絶す。瞻仰すること少なからず。官事冗々、浮生半日の閑暇を得ず。紫陌の紅塵、日々に面を撲ち眼を掩ふ。嗚乎、上人之を憐察せよ。松蘿数莖、厨下に献ず。聊か一箇の芳甘韻味を以て、朝参暮請の苦辛を助くるのみ。野詩一章、附して楮尾に書し、以て笑覧に備ふ。野菜は人に於いて秋独り誇る、就中松蘿と銀「茄」と。禅床に天厨の在る有るべし。少しく芳香を以て歯牙に借さん。

○某上人に与ふ—「上人」は僧の敬称。以下の内容から考えると、禅僧に与えた手紙であろう。

○瞻仰する—仰ぎ慕う。

○浮生—はかない人生。

○紫陌の紅塵、日々に面を撲ち眼を掩ふ—『唐詩選』に収める劉禹錫(七七二—八四二)の「朗州より京に至り戯れに花を看る諸君子に贈る」詩に「紫陌の紅塵 面を払って来たる」とあるのに拠る。

「紫陌」は都大路。「紅塵」は赤い土ぼこり。「面」は顔。

○松蘿—マツタケを指すか。「蘿」はきのこ。

○芳甘韻味—香ばしく甘い風味。

○朝参暮請—朝夕に参禅して悟りを開くこと。

○楮尾—手紙の末尾。

○銀「茄」—底本は「銀茄」に作るが、「銀茄」に改める。「銀茄」はナスの一種である白茄の異名。

○禅床—座禅用の腰掛け。

○天厨—天の神のすまいの厨房。あらゆる珍味があるとされる。

10 三宅正堅*に与ふ

手束飛来し、唐絶一首、蓴菜一盃、嘉貺す。惠意尤も深し。即時之を嘗む。吳中機を見るの情、東南佳味の言、齒牙の間に溢れ出づ。多謝。韻に倚りて懐ひを抒べ暫く筆硯を採らんと欲すれども、世事冗々、

枉げて焉に閑く。不宣。

○三宅正堅—?—一六五九。漢学者。号、澹庵。京都の堀杏庵に師事し、杏庵の娘をめとつたが、のち伊勢桑名に移住。桑名城内に学校を建てて藩士子弟に教授した。

○手束—自筆の手紙。手簡。「束」は「簡」の略字。

○唐絶—唐詩の絶句。

○蓴菜—一盃—鉢分のジュンサイ。「盃」は飲食物を盛る鉢。

○嘉貺—ただちに。さつそく。

○即時—ただちに。さつそく。

○吳中機を見るの情—晋の張翰が洛陽で齊王(司馬罔)に仕えていた時、秋になってふと故郷の吳中のジュンサイのスープや鱸のなますを思い出し、辞職して帰郷したところ、たまたま齊王が敗れ、「機を見るに敏だ」と噂された故事(『晋書』張翰伝)を踏まえる。

○東南佳味の言—唐の馮贄『南部烟花記』、同『雲仙雜記』卷六に「いわゆる金蠶玉脍(美味いあえものとなます)は、東南の佳味なり」という隋の煬帝の言葉を載せる。

○韻に倚りて—漢詩を作って。

(谷口 匡)

京都教育大学所蔵二条家文書目録

二〇一六（平成二十八）年三月一日 発行

編集・発行 京都教育大学教育資料館

〒六二一―八五二二

京都市伏見区深草藤森町一番地

館長・沖花 彰

印刷

田中プリント

〒六〇〇―八〇四七

京都市下京区松原通麩屋町東入

石不動之町六七七―二